

8 東彼杵教告示第3号

令和8年東彼杵町教育委員会規則第3号

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月14日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和38年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員、その他の職員を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指導教諭、<u>主務教諭</u>)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 <u>主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他職員間における総合的な調整を行う。</u></p>	<p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>_____</u>養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員、その他の職員を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指導教諭<u>_____</u>)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>[新設]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。